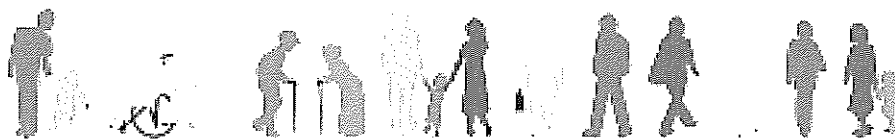


第7期八雲町障害福祉計画（案）

第3期八雲町障害児福祉計画（案）

（令和6年度～令和8年度）



令和6年2月

八雲町

もくじ

第1章	計画策定にあたっての基本事項	P.1
第1節	計画策定の背景と趣旨	P.1
第2節	計画の位置づけ	P.2
第3節	他計画との関連	P.2
第4節	基本理念	P.3
第2章	八雲町における障がい福祉の現状	P.4
第1節	八雲町における障がい福祉者等の状況	P.4
第2節	前回計画の総括	P.7
第3章	各種施策の推進方針	P.11
第1節	障がい者施策一般について	P.11
第2節	障がい児支援施策について	P.14
第4章	サービスの見込み量と確保方策	P.15
第1節	障害福祉サービス	P.15
第2節	児童福祉法関係	P.23
第3節	地域生活支援事業	P.25
第4節	見込み量に対するサービス確保のための方策	P.30
第5章	計画の推進について	P.31
関係資料		P.32

※この計画書では、「障害」を原則として「障がい」と表記しています。ただし、法令に規定された用語、制度名、事業名、固有名詞については引用元に従って表記しています。

※この計画書の字体には、「メイリオ」というユニバーサルデザインフォントを使用しています。

第1章 計画策定にあたっての基本事項

第1節 計画策定の背景と趣旨

八雲町では、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、「障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）」の基本指針に基づき、平成19年3月に「八雲町障害福祉計画」を策定しました。また、平成28年5月に改訂された児童福祉法に基づき、平成29年3月に「八雲町障害児福祉計画」を策定し、それぞれ3年毎に計画の見直しを進めてきました。

国においては、平成25年6月に、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。また、平成28年6月には、発達障がい者支援の一層の充実を目指し、発達障害者支援法が改正されています。さらには、令和3年9月には、医療的ケア児及びその家族が適切な支援が受けられるよう「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。また、難病患者は国の指定範囲が拡大傾向にあり、令和5年12月現在、障害福祉サービス等の対象となる難病は366疾病となりました。

このように障がい福祉に係る制度改正が進む中、「第6期八雲町障害福祉計画・第2期八雲町障害児福祉計画」が令和5年度で終了することから、前回計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案した上で、新たな計画を策定します。

今回策定する第7期八雲町障害福祉計画及び第3期八雲町障害児福祉計画（以下「本計画」という。）は、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保するための具体的な目標や各サービスの必要量の見込みを定める計画です。策定にあたっては、第4次八雲町障害者計画の基本理念との整合性を確保し、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる体制づくりを目指していきます。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画と、児童福祉法第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。本計画は八雲町における障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めます（表1-1）。

表 1-1

名称	第7期八雲町障害福祉計画	第3期八雲町障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
策定内容	障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、見込み量の確保のための方策を定める。	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量の確保のための方策を定める。

第3節 他計画との関連

本計画に盛り込む項目については、令和5年5月に厚生労働省が示した基本指針^{※1}に基づき、本計画の期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします（図1-1）。

図 1-1 八雲町が策定する他の計画と本計画の関係

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新八雲町総合計画										
第1次八雲町障害者計画					第2次八雲町障害者計画					
第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画				
H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第2期八雲町総合計画										
第3次八雲町障害者計画					第4次八雲町障害者計画					
第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
		第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
八雲町子ども・子育て支援事業計画				第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画						

※1 国はこの基本指針により、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画に盛り込むべき項目や成果目標、計画期間などを示している。

第4節 基本理念

平成26年1月に日本が批准した障害者の権利に関する条約第1条では、「この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。(略)」とあります。

また、障害者基本法第1条では「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため(略)」と規定されています。

これらの理念に基づき、第6期八雲町障害福祉計画・第2期八雲町障害児福祉計画の基本理念は次のとおり定めており、本計画においてもこの理念を継承することとし、この理念に沿って計画を策定します。

基本理念

- 差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち
- 安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち
- 社会の一員として自立し成長できるまち

第2章 八雲町における障がい福祉の現状

第1節 八雲町における障がい者等の状況

1. 身体障がい

身体障がいとは、四肢（両手両足）に不自由があったり、視覚や聴覚に制限があったりするなど、身体機能に何らかの障がいがある状態のことです。身体障害者福祉法は、身体障がい者を「身体上の障害がある18歳以上の人で、身体障害者手帳の交付を受けた人」と定義しています。具体的には、視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由（手・指・足・脚・体幹・股関節の障害）、心臓・じん臓又は呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害となります（詳細は、33～35ページに掲載しています）。

八雲町の身体障害者手帳所持者数は、年度によって増減があります（表2-1）。

2. 知的障がい

知的障がいは、他の法律で定義しているものではありませんが、療育手帳は、知能機能の障がい及び日常生活能力を総合的に判断され、療育手帳制度により、「児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定されたもの（以下「知的障害者」という。）に交付する」とされています（詳細は、36ページに掲載しています）。

八雲町の療育手帳所持者数は、令和2年度から横ばいで推移しています（表2-1）。

表2-1 八雲町における障がい者数の推移

（単位：人）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
身体障がい者	994	1,031	992	999	878	836
知的障がい者	207	215	220	224	222	221
精神障がい者	112	133	138	138	145	147
難病等患者	149	149	151	167	170	154
合計	1,462	1,528	1,501	1,528	1,415	1,358
八雲町の人口	16,773	16,449	16,117	15,578	15,197	14,913
比率	8.7%	9.3%	9.3%	9.8%	9.3%	9.1%

※身体・知的・精神障がい者の人数は、それぞれの手帳所持者数。難病等患者の人数は、特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者の合計。

※各年度末現在

3. 精神障がい

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、精神障がいを「統合失調症^{※1}、精神作用物質^{※2}による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質^{※3}その他の精神疾患を有する者」と定義しています。このうち「その他の精神疾患」には、そううつ病^{※4}、てんかん^{※5}、認知症^{※6}、器質精神病^{※7}などが含まれます（詳細は、36～37ページに掲載しています）。

八雲町の精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向に推移しております（表 2-1）。

・発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成 22 年の改正で障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の対象として明確に規定されました。

さらに、平成 23 年 8 月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。

発達障がいは、自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く（図 2-1）、年齢や環境により症状が異なるため、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。

・高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさします。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから、「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

※1 幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。

※2 アルコール、麻薬、シンナー、たばこなどのこと。

※3 社会的規範や他者の権利などを軽視する、人に対して不誠実など、日常生活や社会生活に支障がある状態。

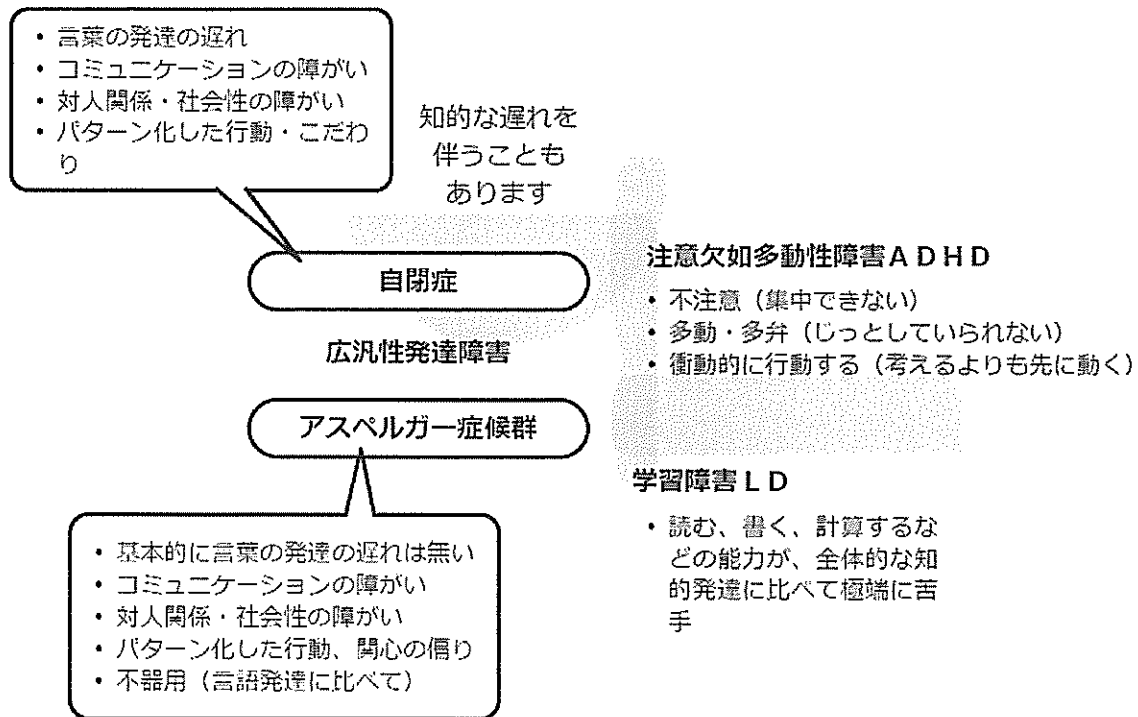
※4 躁状態とうつ状態を繰り返す病気。

※5 脳の一部の神経細胞が突然一時的に異常な電気活動を起こし、全身のけいれん、脱力、意識消失などが起こる。

※6 症状としては記憶障害や失語、失行、失認、行動異常など。

※7 脳外傷や脳梗塞など直接脳に障害したことによる精神疾患。

図 2-1 発達障がいを構成する障がいの関係性（イメージ）



4. 難病等

難病とは、発病の機構が明らかではなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病です。平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により「障害者」の定義に難病等が加わり、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。対象となる疾病は、現在 361 種類の疾病に拡大されています（38～40 ページに掲載）。

難病の診断を受けたとしても障害者手帳が発行されるわけではありませんが、北海道が特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証を発行した数によりその人数を把握することができます（表 2-1）。

5. 医療的ケア児

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいい、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことを「医療的ケア児」といい、全国で推計約 2 万人おり、年々増加傾向にあります。

第2節 前回計画の総括

1. 障がい者施策一般について

(1) 相談支援の充実・強化等について

相談支援とは、障がいのある方が地域で生活を送り、就労を継続していく上で大変重要な支援であり、各種支援策やサービスを受けるための入り口にあたります。第6期八雲町障害福祉計画では、「地域自立支援協議会の専門部会である相談部会を中心に、関係機関による情報交換や共有、地域課題や社会資源について検討していきます」としておりました。

相談部会は、介護保険分野のケアマネジャー部会と合同で開催し、情報交換や共有、新しいサービスや町内にない社会資源についても学習し、意見交換を行ってきました。

令和2年4月に開設した「八雲町障がい者基幹相談支援センター」では、障がい者及びその家族等が「困った時」の総合相談のワンストップ窓口として、様々な相談に対応しております。また、相談支援体制を充実するため、令和5年11月には主任相談支援専門員を配置しました。

町内の特定相談支援事業所（障がい福祉サービス等を利用するために計画作成などを行う）は、町内3カ所と変わりありません（表2-2）。

表2-2 町内の特定相談支援事業所

開設日	事業所名	開設者	者/児
H26.4.1	八雲町障害者指定特定相談支援事業所	八雲町	者及び児
H29.3.15	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 のどか	NPO法人エンジョイライフ	者及び児
H29.8.1	特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所 えがお	NPO法人やくも元気村	者及び児

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標について

国の基本指針に基づき、第6期八雲町障害福祉計画において目標設定しました（表2-3）。

表2-3 福祉施設から一般就労への移行に関する目標及び結果

項目	数値	
令和元年度において就労移行支援を通じ、一般就労した方の数	1人	
目標内容	目標数値	結果
目標年度（令和5年度）の年間一般就労移行者数 令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する方の数。特別支援学校卒業者等や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定。ただし、基本は令和元年度移行者数の1.27倍以上を基本として、地域の実情を踏まえて設定	1人	1人 (見込)

項目	数値	
令和2年3月の就労移行支援事業所利用者数	6人	
目標内容	目標数値	結果
目標年度（令和5年度）の就労移行支援事業所利用者数 令和5年度末の就労移行支援事業所利用者数が、令和元年度利用者数から1.30倍以上増加することを基本として、地域の実情を踏まえて設定	6人	5人 (見込)

(3) 就労支援の体制強化について

障がいの有無に関わらず「働く」ということは、単に賃金を得るということのみならず、自己実現や働きがい、他者や社会に役立ち、必要とされていると感じることを通じて、生きがいを得ることに繋がります。

第6期八雲町障害福祉計画では、就労支援事業所や道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぷ（以下、「すてっぷ」という。）と引き続き連携し、障がい者本人の希望や能力に合わせ、福祉的就労や一般就労に向けた個別支援を行ってまいります。「農福連携の取り組みを継続しつつ、水福連携の取り組みについて、就労支援事業所や町担当課、関係機関などと連携をしながら、進めてまいります」としておりました。

八雲町では、就労支援事業所での作業の中で農業・漁業と連携が進んでおります。また、就労部会の取り組みでは、障害児通所支援事業所もメンバーに加わり、子どもから大人への移行支援に向けて、児と者、両方の関係機関が就労という目的で情報共有することができる体制ができました。

就労支援事業所等、障がいがある人の福祉的就労を支援する体制は整ってきていますが、一般就労（障がい者雇用も含む）等、様々な働き方を実現するための体制強化が必要です。

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、国では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めております。

第6期八雲町障害福祉計画では、「精神部会を中心に、精神障がい者の地域移行及び地域生活継続のための生活全般にわたる支援などに関し、関係機関によるニーズや課題の整理、情報交換や共有、地域課題や社会資源についての検討などを行ってまいります」としておりました。

精神部会では、精神障がい者の家族会も新たなメンバーに加わり、情報交換や共有、事例検討会を通して地域課題や社会資源についての検討を行いました。また、避難行動についての研修会や精神障がいに関連する法律についても学び、具体的な対応や連携に活かせるよう、意見交換を行っております。

(5) 福祉施設入所者の地域生活への移行について

国の基本指針に基づき、第6期八雲町障害福祉計画において目標設定しました(表2-4)。

表2-4 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標及び結果

項目	数値	
令和2年3月31日時点の施設入所者数	45人	
目標内容	目標数値	結果
目標年度(令和5年度)の地域生活移行者数 令和2年3月31日の施設入所者のうち、令和5年度末において、6%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえ設定	1人	1人 (見込)
目標年度(令和5年度)の減少数 令和5年度末の施設入所者数が、令和2年3月31日の施設入所者から1.6%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定	4人	10人 (見込)

(6) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実について

八雲町では、令和2年度に地域生活支援拠点整備を行い、「関係機関及び障害福祉サービス事業所等と連携して『緊急時を緊急としない体制構築』に努めてまいります」としておりました。

計画期間に緊急対応となる事例はありませんでしたが、町内での緊急受け入れ体制の課題は継続しています。

2. 障がい児支援策について

(1) 市町村中核子ども発達支援センターについて

市町村中核子ども発達支援センター設置の目的は、発達の遅れ又は障がいのある子どもとその家族が身近な地域において適切な相談支援、発達支援を受けることができるよう、子どもの発達支援機能を整備することです。設置のためには児童福祉法に定められた人員基準等を満たす必要がありますが、人員確保が困難な状況が今もなお続いております。

市町村中核子ども発達支援センターを利用するためには通所受給者証が必要となることから、協議の参考とするため、子ども発達支援センターで独自に利用者へ聞き取り調査を行なったところ、「受給者証を取得して利用したい」「受給者証を取得してまで利用はしない」がそれぞれ半数ずつという結果となりました。利用者自身の率直な意見を聴くことができ、意義のある調査となりましたが、設置の必要性について深く協議を進めるには至りませんでしたので、今後も協議を進めてまいります。

(2) 保育所等訪問支援について

保育所等訪問支援について、国指針では「令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする」とされており、また、道の目標値としては、「すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を圏域に1か所以上整備」となっております。

八雲町では、人員確保が厳しい状況にあり、訪問支援の必要性の協議を進めることはできませんでしたが、子ども発達支援センターでは、療育を利用している子どもについては、定期的に幼稚園・保育所・小学校等を訪問し、情報共有、支援方法の確認・検討を、関係機関と連携しながら行っております。また、療育を利用していない子どもについても、保護者の希望に応じて随時同様の支援等を行っております。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

八雲町では、現在、児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が4か所運営されています。

国指針では「令和5年度までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする」とされておりました。

主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保については、人員基準の課題も大きく、設置は極めて困難な状況にあります。過去には児童発達支援事業所で重症心身障がい児を受け入れた実績があり、また、現在も障害児通所事業所と訪問看護事業所が連携協力し、導尿の必要な医療的ケア児が障害児通所事業所の利用ができるよう、継続した支援を行っています。

(4) 医療的ケア児支援の協議の場及び医療的ケア児に関するコーディネーター配置について

八雲町では、医療的ケア児の生活を支援する協議の場として「すくすくサポート会議」を平成28年12月に設置し、医療的ケア児の成長やライフステージの移行時期などの課題に合わせ会議を開催し、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携して支援を行っております。

また、令和3年には医療的ケア児等コーディネーターが配置され、個々のケースに合わせた支援体制を取ることができました。

第3章 各種施策の推進方針

第1節 障がい者施策一般について

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行について

地域生活への移行を進める観点から、国の指針や地域の実情を参考に、具体的数値目標を次のとおり設定します（表3-1）。

施設入所者の地域生活への移行等に関しては、福祉施設において、必要な意思決定支援が行われ、本人の意思が確認されていることが重要です。

表3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標値

項目	数値
令和5年3月31日時点の施設入所者数	40人
目標内容	目標数値
目標年度（令和8年度）の地域生活移行者数 令和5年3月31日の施設入所者のうち、令和8年度末において、6%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえ設定	1人
目標年度（令和8年度）の減少数 令和8年度末の施設入所者数が、令和5年3月31日の施設入所者から5%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定	6人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

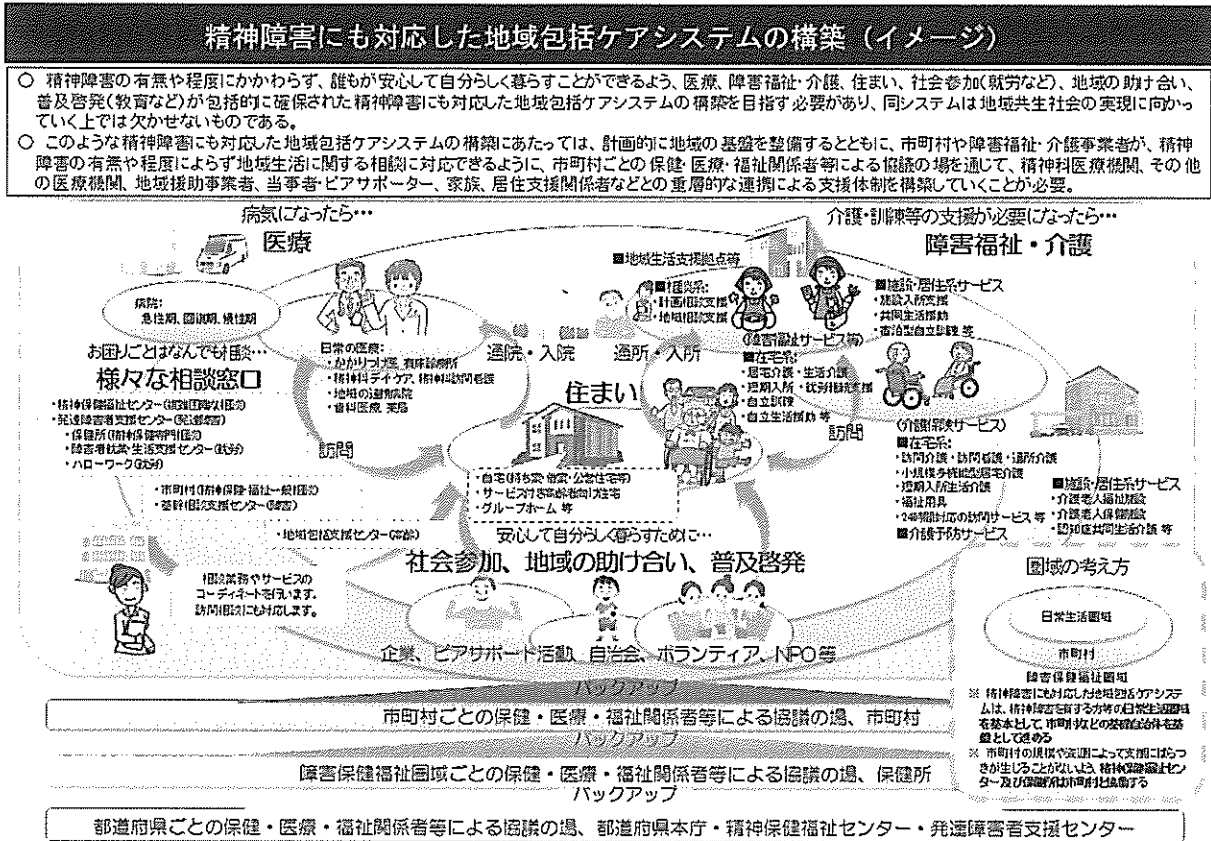
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築は、精神障がいのある人を含め、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるための取組です。相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実に加え、自治体を中心とした地域の精神保健、医療、福祉の一体的な取り組みが必要です（図3-1）。

八雲町では、地域自立支援協議会の専門部会である精神部会を中心に、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、地域移行及び地域生活全般にわたる継続した支援等について、保健、医療、福祉の関係機関が連携し、引き続き協議を行ってまいります（表3-2）。

表3-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標値

目標内容	目標数値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年

図 3-1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ図（厚生労働省 HP）



3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実について

地域生活支援拠点等は、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための場所や体制のことです。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

八雲町では令和2年度に地域生活支援拠点等整備を行いました。緊急時の受け入れ体制（短期入所等）の課題があるため、引き続き、関係機関及び障害福祉サービス事業所等と連携して「緊急を緊急としない体制構築」に努めるとともに、機能充実に向けて、八雲町地域自立支援協議会で協議してまいります。

4. 福祉施設の利用者の一般就労への移行について

福祉施設利用者の一般就労への移行のため、国の指針に基づき、具体的数値目標を次のとおり設定します（表 3-3）。

表 3-3 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項目	数値
令和3年度において就労移行支援事業等を通じ、一般就労した方の数	0人
目標内容	目標数値
目標年度（令和8年度）の年間一般就労移行者数 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する方の数。令和3年度の移行者数の1.28倍以上を基本として、地域の実情を踏まえて設定	2人

八雲町では、障がい者就労支援機関連絡会を、令和2年度より地域自立支援協議会の就労部会と位置づけ、障がい者の就労支援に関し、関係機関によるニーズや課題の整理、情報交換や共有、地域課題や社会資源についての検討、研修会などを行っております。

引き続き、福祉的就労・一般就労（障がい者雇用を含む）の個別支援について、障がい者本人の希望や能力に合わせ、就労支援事業所やすてっぷなどと連携して進めてまいります。

また、農福・水福連携等の取組についても、各関係機関と連携をしながら、進めてまいります。

5. 相談支援体制の充実・強化等について

相談支援とは、障がいのある人が望む日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族の話を聴き、困り感や問題を整理したうえで、各種サービスや関係機関についての情報を提供し、必要に応じ、関係機関と情報の共有や調整を図る支援です。各種支援策やサービスを受けるための入り口にあたります。相談支援からつながる各種支援等は、それぞれの障がいの状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものであることから、本人自ら意思決定できるよう支援することが必要です。

八雲町では、町内に3つの特定相談支援事業所が設置されており、サービス利用者の支援等が行われております。また、障がい者及びその家族等が「困った時」の総合相談のワンストップ窓口として、町直営の障がい者基幹相談支援センターを設置しており、令和5年11月からは主任相談支援専門員も配置されたことから、さらに相談支援体制の充実を図ってまいります。

地域自立支援協議会の専門部会である相談部会では、障がいのある人の権利擁護を推進し、意思決定に配慮できるよう、関係機関による情報交換や共有、地域課題や社会資源について引き続き検討していきます。

第2節 障がい児支援施策について

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会生活への参加・包容（インクルージョン）の推進

子ども発達支援センターでは、障がい児等とその家族が、身近な地域において適切な支援を受けられるよう「市町村子ども発達支援センター事業」を実施しており、関係機関と連携しながら、発達相談や発達支援等を行っております。

市町村中核子ども発達支援センターの設置については、全国的にも整備が進まない中、国の指針が緩和され、「市町村中核子ども発達支援センターと同等の機能を有する体制を整備する」とされたことから、改めて、市町村中核子ども発達支援センターの必要性について協議を深めるとともに、今後、地域自立支援協議会の専門部会として、新たに「子ども部会」を発足し、課題の共有や事例検討の実施等、障がい児支援全体の体制づくりをより一層進めてまいります。

また、各ライフステージにおける支援を円滑に進められるよう、育ちと学びの応援ファイル「カラフル（療育カルテ）」の活用を推進してまいります。

2. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

国指針では「令和8年度までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域で確保）する」とされております。

主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所を確保することについては、人員基準の面で極めて困難であります。これまで同様、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援として、障害児通所事業所及び訪問看護事業所等との連携協力により、継続した支援体制を図ります。

3. 医療的ケア児支援の協議の場及び医療的ケア児に関するコーディネーター配置について

八雲町では、平成28年12月に医療的ケア児の生活を支援する協議の場として「すくすくサポート会議」を設置し、医療的ケア児の成長やライフステージの移行時期などの課題に合わせて会議を開催し、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携して支援を行っております。

また、令和3年には、医療的ケア児等コーディネーターが配置され、関係機関等がスムーズに連携し支援ができるよう、個々に合わせた支援体制作りを進めております。

今後も、医療的ケア児等コーディネーターが中心的役割を担いながら、各機関と連携し、個々のケースに合わせた切れ目の無い支援を行ってまいります。

第4章 サービスの見込み量と確保方策

この章では、各サービスについて、平成3年度から令和5年度までの支給実績及び基本指針をもとに、令和6年度から令和8年度までの見込み量と確保方策を定めます。

第1節 障害福祉サービス

第1項 日中活動系サービス

1. 療養介護

【主な対象者】病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で、①ALS^{※1}患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており障害支援区分^{※2}が区分6の方、②筋ジストロフィー^{※3}患者又は重症心身障がいのある方で区分5以上の方

【実施内容】病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として日中、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	7	7	7	3	3	3
	実績	5	3	3			

※各年度の計画・実績は各月の平均値を掲載しています。ただし、利用者数の少ないサービスについては、年間の利用者数を掲載しています。令和5年度の実績欄については、令和5年10月の利用人数又は年間見込み利用者数を掲載しています（以下、各項目同様）。

2. 生活介護

【主な対象者】地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等が必要な方で、①区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上、②50歳以上の場合は、区分2以上（施設入所は区分3以上）の方

※1 手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気。

※2 障害福祉サービスを利用するにあたって、市町村の障害認定審査会が認定するもので、必要な支援の量・度を区分1から区分6まで6段階で表し、区分1が最も支援が少なく、区分6が最も支援が多い。

※3 骨格筋の壊死・再生を主病変とする遺伝性筋疾患の総称。

【実施内容】地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	49	49	49	46	46	46
	実績	50	46	45			
利用日数 (単位：日/月)	計画	1,127	1,127	1,127	1,058	1,058	1,058
	実績	1086	1026	969			

3. 自立訓練（生活訓練）

【主な対象者】地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

- ① 入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- ② 特別支援学校を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

【実施内容】地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	2			
利用日数 (単位：日/月)	計画	23	23	23	46	46	46
	実績	19	27	35			

4. 宿泊型自立訓練

【主な対象者】自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

【実施内容】居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	2			
利用日数 (単位：日/月)	計画	31	31	31	62	62	62
	実績	27	27	47			

5. 就労移行支援

【主な対象者】就労を希望する 65 歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方

【実施内容】生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	6	6	6	5	5	5
	実績	5	5	5			
利用日数 (単位：日/月)	計画	138	138	138	115	115	115
	実績	83	81	106			

6. 就労継続支援A型

【主な対象者】企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満の方）

- ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③ 就労経験のある方で、現在雇用関係がない方

【実施内容】生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	2	2	2			
利用日数 (単位：日/月)	計画	69	69	69	69	69	69
	実績	41	41	40			

7. 就労継続支援B型

【主な対象者】就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方

- ① 就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方
- ② 就労移行支援を利用したが、B型の利用が適当と判断された方
- ③ 上記に該当しない方で、50歳に達している方又は障害基礎年金1級受給者

【実施内容】生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】4か所

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	101	107	113	114	118	122
	実績	97	101	110			
利用日数 (単位：日/月)	計画	2,323	2,461	2,599	2,622	2,714	2,806
	実績	1,877	2,076	2,074			

8. 就労定着支援

【主な対象者】就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がい方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

【実施内容】障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	4	4	4	2	2	2
	実績	2	0	0			
利用日数 (単位：日/月)	計画	8	8	8	4	4	4
	実績	2	0	0			

9. 短期入所

【主な対象者】居宅で介護を行う方が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある方

【実施内容】障がい者支援施設、児童福祉施設その他の施設で、短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	2	1	0			
利用日数 (単位：日/月)	計画	7	7	7	7	7	7
	実績	6	0.4	0			

第2項 居住系サービス

1. 共同生活援助（グループホーム）

【主な対象者】身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある方に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者

【実施内容】地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

【町内の事業所数】 6か所（定員39） ※サテライト含む

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	79	81	83	87	89	91
	実績	80	81	85			
町内における定員 (単位：人)	計画	41	41	41	41	41	41
	実績	37	39	39			

2. 施設入所支援

【主な対象者】

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）
- ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方

【実施内容】施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【町内の事業所数】 なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	42	41	41	35	34	34
	実績	41	40	35			

第3項 訪問系サービス

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

【主な対象者】区分1以上（障がい児にあっては、これに相当する心身の状態）である方

【実施内容】居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【町内の事業所数】 3か所

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	—	—	—	8	8	8
	実績	8	7	8			
利用時間数 (単位：時間/月)	計画	—	—	—	80	80	80
	実績	73	68	66			

2. 重度訪問介護

【主な対象者】重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（区分4以上）

重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする方

【実施内容】居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【町内の事業所数】 2か所

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	0	0	1			
利用時間数 (単位：時間/月)	計画	—	—	—	962	962	962
	実績	0	0	665			

3. 同行援護

【主な対象者】視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である方

【実施内容】外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	1	1	1			

第4項 相談支援

1. 計画相談支援

【主な対象者】障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する方

【実施内容】サービス利用支援は障がいのある方の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。また、継続サービス利用支援（モニタリング）はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

【町内の事業所数】3か所

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数 (単位：人/年)	計画	187	189	191	188	192	196
	実績	170	180	184			

第2節 児童福祉法関係

1. 児童発達支援

【主な対象者】療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等

【実施内容】日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【町内の事業所数】 2カ所

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	6	6	6	7	7	7
	実績	2	4	9			
利用日数 (単位：日/月)	計画	138	138	138	161	161	161
	実績	40	62	111			

2. 医療型児童発達支援

【主な対象者】上肢・下肢・体幹機能のいずれかに障がいのある児童

【実施内容】医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通所し、日常生活における基本動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。

【町内の事業所数】 なし

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
利用日数 (単位：日/月)	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	0	0	0			

3. 放課後等デイサービス

【主な対象者】 就学しており、放課後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児等

【実施内容】 個別療育や集団療育を行います。

【町内の事業所数】 4か所

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	44	48	52	47	48	49
	実績	41	40	44			
利用日数 (単位：日/月)	計画	1,012	1,104	1,196	1,081	1,794	1,127
	実績	661	629	663			

4. 障害児相談支援

【主な対象者】 障害児通所支援を利用するすべての障がい児等

【実施内容】 障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助を提供します。障害児支援利用援助は、障害児通所支援を利用する障がい児等に「障害児支援利用計画案」の作成を行います。また、継続障害児支援利用援助は、障害児支援利用計画が適切かどうかの検証を行い、必要に応じ、計画の変更などを行います（モニタリング）。

【町内の事業所数】 3か所

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	37	40	43	38	39	40
	実績	38	35	37			

第3節 地域生活支援事業

1. 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。

○八雲町の取り組み

「障がいに関する理解促進・啓発を目的とした講演会」「障がい者週間（12/3～9）に関するポスター展」「ヘルプマーク及びヘルプカードの配布」 など

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施状況	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

※各年度の計画・実績は年間の数値を掲載しています。

2. 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

※令和2年4月 障がい者基幹相談支援センターが、総合相談のワンストップ窓口として開設。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 (単位：箇所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

3. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (人/年)	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	1			

4. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。八雲町では、手話通訳者の派遣を行っています。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

5. 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

(単位：件/年)

			第6期計画			第7期計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用 件数	介護・訓練 支援用具	計画	3	3	3	2	2	2
		実績	0	0	2			
	自立生活 支援用具	計画	12	12	12	6	6	6
		実績	1	1	6			
	在宅療養等 支援用具	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	0	1	2			
	情報・意思 疎通支援用具	計画	5	5	5	5	5	5
		実績	4	5	5			
	排泄管理 支援用具	計画	570	600	630	600	600	600
		実績	596	584	600			
	居宅生活動作 補助用具	計画	5	5	5	2	2	2
		実績	0	2	2			

6. 移動支援事業（個別移動支援）

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、ホームヘルパーが付き添い、車いすを押す、食事の介助、危険回避などの支援を行います。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	2	2	2			
利用時間数 (単位：時間/年)	計画	90	90	90	90	90	90
	実績	14.5	16	10			

7. 移動支援事業（車両移動支援）

障がい者団体に福祉バスを貸し出し、団体の活動等を支援します。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用回数 (単位：回/年)	計画	10	10	10	8	8	8
	実績	2	3	5			

8. 移動支援事業（重度障がい児通学費助成事業）

重度障がい児が適切に教育を受けられる環境を整えるため、通学のためのタクシー運賃を助成し、保護者の経済的負担と介護負担を軽減します。平成29年4月から始めた事業です。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

9. 自動車改造助成事業

身体に障がいのある方の社会参加を目的として、障がい者が所有し運転する自動車のハンドル、ウィンカーなどの改造に要する費用の一部を助成します（助成額の上限10万円）。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

10. 障がい者日中一時支援事業

障がい児や障がい者の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的休息（レスパイト）を目的とします。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	0	0	0			

11. レクリエーション活動等支援事業

レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者等が運動に触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための支援を目的とします。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用団体数 (単位：回/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

12. 町広報紙等音声化事業

町広報紙や町議会広報紙を読むことが困難な障がい者に、広報紙の内容を音声化したCDを郵送する事業です。平成28年度から地域生活支援事業の1つとして実施しています。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数※ (単位：人/年)	計画	5	5	5	4	4	4
	実績	5	4	3			

※各年度中に、町広報紙及び町議会広報紙のCDを送った実人数。

13. 巡回支援専門員整備（いたずらっ子の会）

年2回、町と契約している児童発達支援事業所から発達支援専門員・言語聴覚士を派遣し、発達相談を開催しています。「言葉がはっきりしない」「落ち着きがない」「子どもとどう接して良いかわからない」等、保護者の方の相談を受け、子どもの発達を促すための専門的な助言などを行います。

		第6期計画		
		R3	R4	R5
利用者数 (単位：人/年)	計画	12	12	12
	実績	10	6	10

※地域生活支援事業から地域障害児支援体制強化事業に移行

14. 地域活動支援センター

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行います。八雲町では、檜山南部4町（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町）と「南檜山あゆみ共同作業所」を共同設置しています。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 (単位：箇所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

第4節 見込み量に対するサービス確保のための方策

障害福祉サービス及び児童福祉法関係、地域生活支援事業の見込み量に対し、必要なサービス提供体制を確保するため、以下の方策を進めます。

1. サービス提供体制が不足するサービスや、今後新たに追加されるサービスについて、障害福祉サービス事業者に対してサービスや報酬の内容、ニーズなどの情報を提供していきます。
2. 困り感を抱えた障がい者が、サービス利用に円滑につながるよう、各種サービスについての情報提供を進めるとともに、障がい者基幹相談支援センターが中心となり、町の相談支援体制の充実に努めます。
3. ニーズを把握するため、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、学校、保育園、幼稚園、医療機関、障がい者団体との情報交換に努めます。
4. 地域生活支援事業については、必要な予算の確保に努めるとともに、理解促進研修・啓発事業や車両移動支援などの町直営による事業を引き続き実施していきます。

第5章 計画の推進について

この計画で策定した方針に基づき、各種施策を推進していく必要があり、そのためにはまず、この計画が周知されることが肝要です。周知方法は、町広報紙及び町ホームページに掲載するとともに、関係機関に配布することとします。

また、PDCAサイクルを実施するため、計画の進捗状況を1年に1度、地域自立支援協議会において報告するとともに、計画の修正について協議します。さらに、PDCAサイクルの経過は、町ホームページに掲載し、周知に努めます。

加えて、チェック機能を果たす八雲町地域自立支援協議会が充実した議論の場、情報交換の場となるよう、開催時期や議題を町広報紙及び町ホームページに掲載するとともに、各機関を代表する委員が協議会に参加しやすいよう、開催日時の早期決定、早期通知に努めます。

表5-1 令和5年度八雲町地域自立支援協議会構成機関

八雲町町内会等連絡協議会
八雲町民生委員協議会
八雲町身体障害者福祉協会
熊石身体障害者福祉協会
八雲町手をつなぐ育成会
函館公共職業安定所八雲出張所
八雲総合病院
八雲町社会福祉協議会
ヘルパーステーション明かり（有）
社会福祉法人きずな会
特定非営利活動法人やくも元気村
NPO法人エンジョイライフ
（株）北海道親育ち研究所
子ども発達支援センター
指定特定相談支援事業所ひかり※
道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぷ※
相談支援事業所 そよかせ※

※オブザーバー参加

関係資料

- 1 身体障害者手帳の障がい程度等級基準 P.33
- 2 療育手帳の障がい程度等級基準 P.36
- 3 精神障害者保健福祉手帳の障がい程度等級基準 P.36
- 4 障害者総合支援法の対象疾病一覧 P.38
- 5 アンケート調査結果 P.41

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそれより低い機能の障害	肢 体			不 自 由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの		1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの										
7級			1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		下肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの											
備考																	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨関節、その他の指については第一指骨関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠環の断端の長さは、実用長(上腕においては大腕において、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さとは、前脛骨線より内くるふし下線までを計測したものをいう。

2 療育手帳の障がい程度について

区 分	内 容
A判定（重度）	<p>知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活に常時介護を要し、下記のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 食事・着脱衣・排便及び洗面など日常生活に介護を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である方</p> <p>(2) 頻繁なてんかん様発作または失禁・異食・寡動その他の問題行動を有し監護を必要とする方</p> <p>(3) 盲・ろうあ、または肢体不自由を有する方であって知能指数がおおむね 50 以下である方</p>
B判定（中・軽度）	上記以外の知的障がいの方

※障がい程度は日常生活、社会生活などの能力を総合的に判断するため、知能指数だけでは一概に区分できません。

※判定は北海道心身障害者総合相談所又は函館児童相談所にて行います。

3 精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（1級）

等 障 が い 級	障がいの状態	
	精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がい（活動制限）の状態
（精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの） 1 級	<ol style="list-style-type: none"> 統合失調症によるものであっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 気分（感情）障がいによるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 非定型精神病によるものであっては、残遺状態又は病状が前記 1. 2 に準じるもの てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状が高度であるもの 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度なもの 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度なもの 発達障がいによるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準じるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 家族や知人・近隣等の適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 <p>（上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）</p>

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（2～3級）

障 が い 等 級	障がいの状態	
	精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がいの状態
2 級 又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (精神障がいであって、日常生活が著しく制限を受けるか、)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものであっては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものであっては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準じるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障がいによるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取が援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことが援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3 級 日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの (精神障がいであつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものであっては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、その症状は著しくはないが、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものであっては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準じるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障がいによるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持を自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理能力や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは十分とはいええず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心があり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいええず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

4 障害者総合支援法の対象疾病一覧 (361 疾病)

1	アイカルディ症候群	46	カーニー複合	91	結節性多発動脈炎
2	アイザックス症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	92	血栓性血小板減少性紫斑病
3	IgA 腎症	48	潰瘍性大腸炎	93	限局性皮質異形成
4	IgG4 関連疾患	49	下垂体前葉機能低下症	94	原発性局所多汗症
5	亜急性硬化性全脳炎	50	家族性地中海熱	95	原発性硬化性胆管炎
6	アジソン病	51	家族性良性慢性天疱瘡	96	原発性高脂血症
7	アッシャー症候群	52	カナバン病	97	原発性側索硬化症
8	アトピー性脊髄炎	53	化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・ アクネ症候群	98	原発性胆汁性胆管炎
9	アペール症候群	54	歌舞伎症候群	99	原発性免疫不全症候群
10	アミロイドーシス	55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトラン スフェラーゼ欠損症	100	顕微鏡的大腸炎
11	アラジール症候群	56	カルニチン回路異常症	101	顕微鏡的多発血管炎
12	アルポート症候群	57	加齢黄斑変性	102	高 IgD 症候群
13	アレキサンダー病	58	肝型糖原病	103	好酸球性消化管疾患
14	アンジェルマン症候群	59	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
15	アントレー・ピクスラー症候群	60	環状 20 番染色体症候群	105	好酸球性副鼻腔炎
16	イソ吉草酸血症	61	関節リウマチ	106	抗糸球体基底膜腎炎
17	一次性ネフローゼ症候群	62	完全大血管転位症	107	後縦靭帯骨化症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	眼皮膚白皮症	108	甲状腺ホルモン不応症
19	1p36 欠失症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症	109	拘束型心筋症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	ギャロウエイ・モフト症候群	110	高チロシン血症 1 型
21	遺伝性ジストニア	66	急性壊死性脳症	111	高チロシン血症 2 型
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	急性網膜壊死	112	高チロシン血症 3 型
23	遺伝性脾炎	68	球脊髄性筋萎縮症	113	後天性赤芽球癆
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	急速進行性糸球体腎炎	114	広範脊柱管狭窄症
25	ウィーバー症候群	70	強直性脊椎炎	115	膠様滴状角膜ジストロフィー
26	ウィリアムズ症候群	71	巨細胞性動脈炎	116	抗リン脂質抗体症候群
27	ウィルソン病	72	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	117	コケイン症候群
28	ウエスト症候群	73	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	118	コステロ症候群
29	ウェルナー症候群	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	119	骨形成不全症
30	ウォルフラム症候群	75	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	120	骨髄異形成症候群
31	ウルリッヒ病	76	筋萎縮性側索硬化症	121	骨髄線維症
32	HTLV-1 関連脊髄症	77	筋型糖原病	122	ゴナドトロピン分泌亢進症
33	ATR-X 症候群	78	筋ジストロフィー	123	5p 欠失症候群
34	ADH 分泌異常症	79	クッシング病	124	コフィン・シリス症候群
35	エーラス・ダンロス症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群	125	コフィン・ローリー症候群
36	エプスタイン症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	126	混合性結合組織病
37	エプスタイン病	82	クルーゾン症候群	127	鰓耳腎症候群
38	エマヌエル症候群	83	グルコーストランスポーター 1 欠損症	128	再生不良性貧血
39	遠位型ミオパチー	84	グルタル酸血症 1 型	129	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
40	円錐角膜	85	グルタル酸血症 2 型	130	再発性多発軟骨炎
41	黄色靭帯骨化症	86	クロウ・深瀬症候群	131	左心低形成症候群
42	黄斑ジストロフィー	87	クローン病	132	サルコイドーシス
43	大田原症候群	88	クロンカイト・カナダ症候群	133	三尖弁閉鎖症
44	オクシピタル・ホーン症候群	89	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症	134	三頭酵素欠損症
45	オスラー病	90	結節性硬化症	135	CFC 症候群

136	シェーグレン症候群	187	先天性魚鱗癬	238	特発性基底核石灰化症
137	色素性乾皮症	188	先天性筋無力症候群	239	特発性血小板減少性紫斑病
138	自己食真空胞性ミオパチー	189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	240	特発性血栓症 (遺伝性血栓症素因によるものに限る。)
139	自己免疫性肝炎	190	先天性三尖弁狭窄症	241	特発性後天性全身性無汗症
140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	191	先天性腎性尿崩症	242	特発性大腿骨頭壊死症
141	自己免疫性溶血性貧血	192	先天性赤血球形成異常性貧血	243	特発性多中心性キャスルマン病
142	四肢形成不全	193	先天性僧帽弁狭窄症	244	特発性門脈圧亢進症
143	シトステロール血症	194	先天性大脳白質形成不全症	245	特発性両側性感音難聴
144	シトリン欠損症	195	先天性肺静脈狭窄症	246	突発性難聴
145	紫斑病性腎炎	196	先天性風疹症候群	247	ドラベ症候群
146	脂肪萎縮症	197	先天性副腎低形成症	248	中條・西村症候群
147	若年性特発性関節炎	198	先天性副腎皮質酵素欠損症	249	那須・ハコラ病
148	若年性肺気腫	199	先天性ミオパチー	250	軟骨無形成症
149	シャルコー・マリー・トゥース病	200	先天性無痛無汗症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
150	重症筋無力症	201	先天性葉酸吸収不全	252	22q11.2 欠失症候群
151	修正大血管転位症	202	前頭側頭葉変性症	253	乳幼児肝巨大血管腫
152	ジュベール症候群関連疾患	203	早期ミオクロニー脳症	254	尿素サイクル異常症
153	シュワルツ・ヤンベル症候群	204	総動脈幹遺残症	255	ヌーナン症候群
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	205	総排泄腔遺残	256	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症
155	神経細胞移動異常症	206	総排泄腔外反症	257	脳腱黄色腫症
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	207	ソトス症候群	258	脳表へモジデリン沈着症
157	神経線維腫症	208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	259	膿疱性乾癬
158	神経フェリチン症	209	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	260	嚢胞性線維症
159	神経有棘赤血球症	210	大脳皮質基底核変性症	261	パーキンソン病
160	進行性核上性麻痺	211	大理石骨病	262	バージャー病
161	進行性骨化性線維異形成症	212	ダウン症候群	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
162	進行性多巣性白質脳症	213	高安動脈炎	264	肺動脈性肺高血圧症
163	進行性白質脳症	214	多系統萎縮症	265	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
164	進行性ミオクローヌステんかん	215	タナトフォリック骨異形成症	266	肺胞低換気症候群
165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	216	多発血管炎性肉芽腫症	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	268	バッド・キアリ症候群
167	スタージ・ウェーバー症候群	218	多発性軟骨性外骨腫症	269	ハンチントン病
168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	219	多発性嚢胞腎	270	汎発性特発性骨増殖症
169	スミス・マギニス症候群	220	多脾症候群	271	PCDH19 関連症候群
170	スモン	221	タンジール病	272	非ケトーシス型高グリシン血症
171	脆弱 X 症候群	222	単心室症	273	肥厚性皮膚骨膜症
172	脆弱 X 症候群関連疾患	223	弾性線維性仮性黄色腫	274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
173	成人スチル病	224	短腸症候群	275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
174	成長ホルモン分泌亢進病	225	胆道閉鎖症	276	肥大型心筋症
175	脊髄空洞症	226	遅発性内リンパ水腫	277	左肺動脈右肺動脈起始症
176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	227	チャーシ症候群	278	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症
177	脊髄髄膜瘤	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	279	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症
178	脊髄性筋萎縮症	229	中毒性表皮壊死症	280	ピッカースタッフ脳幹脳炎
179	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症	230	腸管神経節細胞僅少症	281	非典型性溶血性尿毒症症候群
180	前眼部形成異常	231	TSH 分泌亢進症	282	非特異性多発性小腸潰瘍症
181	全身性エリテマトーデス	232	TNF 受容体関連週期性症候群	283	皮膚筋炎/多発性筋炎
182	全身性強皮症	233	低ホスファターゼ症	284	びまん性汎細気管支炎
183	先天性異常症候群	234	天疱瘡	285	肥満低換気症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア	235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	286	表皮水疱症
185	先天性核上性球麻痺	236	特発性拡張型心筋症	287	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	237	特発性間質性肺炎	288	VATER 症候群

289	ファイファー症候群	313	片側巨脳症	337	もやもや病
290	ファロー四徴症	314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	338	モワット・ウイルソン症候群
291	ファンコニ貧血	315	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	339	薬剤性過敏症候群
292	封入体筋炎	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症	340	ヤング・シンプソン症候群
293	フェニルケトン尿症	317	ポルフィリン症	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
294	フォンタン術後症候群	318	マリネスコ・シェーグレン症候群	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	319	マルファン症候群	343	4p 欠失症候群
296	副甲状腺機能低下症	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	344	ライソゾーム病
297	副腎白質ジストロフィー	321	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	345	ラスムッセン脳炎
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	322	慢性再発性多発性骨髄炎	346	ランゲルハンス細胞組織球症
299	ブラウ症候群	323	慢性睚炎	347	ランドウ・クレフナー症候群
300	ブラダー・ウィリ症候群	324	慢性特発性偽性腸閉塞症	348	リジン尿性蛋白不耐症
301	プリオン病	325	ミオクロニー欠伸てんかん	349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
302	プロピオン酸血症	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	350	両大血管右室起始症
303	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	327	ミトコンドリア病	351	リンパ管腫症/ゴーハム病
304	閉塞性細気管支炎	328	無虹彩症	352	リンパ脈管筋腫症
305	β-ケトチオラーゼ欠損症	329	無脾症候群	353	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
306	ベーチェット病	330	無βリポタンパク血症	354	ルビンシュタイン・テイビ症候群
307	ベスレムミオパチー	331	メーブルシロップ尿症	355	レーベル遺伝性視神経症
308	ヘパリン起因性血小板減少症	332	メチルグルタコン酸尿症	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
309	ヘモクロマトーシス	333	メチルマロン酸血症	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
310	ペリー症候群	334	メビウス症候群	358	レット症候群
311	ペルーシド角膜辺縁変性症	335	メンケス病	359	レノックス・ガスター症候群
312	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	336	網膜色素変性症	360	ロスムンド・トムソン症候群
				361	肋骨異常を伴う先天性側弯症

経過的に対象となっている疾病

○下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等*の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

* 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

① 平成 27 年 1 月 1 日以降に対象外になった疾病

劇症肝炎	重症急性睚炎
------	--------

② 平成 27 年 7 月 1 日以降に対象外になった疾病

肝外門脈閉塞症	視神経症	肝内結石症
神経性過食症	偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレ症候群	先天性 QT 延長症候群	グルココルチコイド抵抗症
TSH 受容体異常症	原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群	好酸球性筋膜炎
メニエール病		

③ 令和元年 7 月 1 日以降に対象外になった疾病

正常水頭症

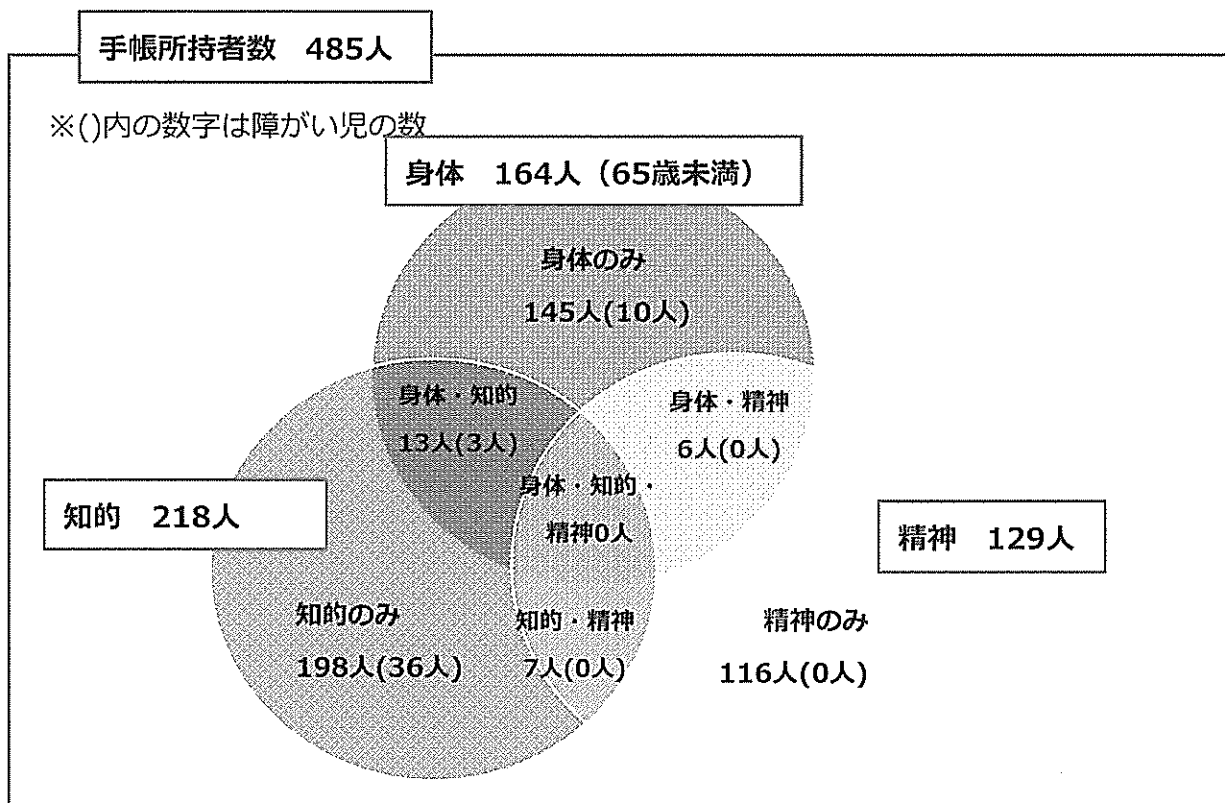
5 アンケート調査結果

1 調査の目的

今回のアンケート調査は、八雲町で各種障害者手帳を所持する方を対象に、障がいのある方の生活実態や障害福祉サービス等に対するニーズの把握を行うことにより、第7期八雲町障害福祉計画および第3期障害児福祉計画の策定のため基礎資料とすることを目的としました。

2 調査の対象

調査の対象は、令和4年8月24日現在での障害者手帳登載者（所持者）485人です。
うち26名は複数種類の手帳を所持しており、内訳は以下となります。



3 調査方法と期間

調査方法は調査票への記入方式です。

配布方法は郵送とし、回答は郵送またはインターネットとしました。

また、調査票の発送が令和4年8月31日で、提出期限を令和4年9月30日としました。

なお、施設入所者やグループホーム入所者が回答するにあたっては、支援が必要であると想定し、入所施設及びグループホーム管理者宛に協力依頼文を送付しております。

4 調査の項目

設問数が26問、調査票ページ数は10ページであり、内訳は次のとおりです。

- ・基本属性(10問)
- ・普段の様子やサービス等に関すること(10問)
- ・災害時の備えに関すること(2問)
- ・福祉全般に関すること(3問)
- ・自由意見(1問)

5 回収数、回収率

回収数および回収率は下表のとおりです。

◎全体及び年齢別の回収数、回収率

		対象者数	回収数	回収率
	全体	485人	229人	47.2%
年 齢 層 別	0～17歳	42人	20人	47.6%
	18～29歳	56人	24人	42.9%
	30～39歳	54人	27人	50.0%
	40～49歳	86人	38人	44.2%
	50～59歳	109人	50人	45.9%
	60～64歳	71人	30人	42.3%
	65歳以上	67人	37人	55.2%
	無回答		3人	

◎障がい別回収率

※重複障がい者を含む

	対象者数	回収数	回収率
知的障がい※1	218人	119人	54.6%
精神障がい※2	129人	50人	38.8%
身体障がい※3	164人	67人	40.9%
無回答		7人	

※1 療育手帳所持者

※2 精神障害者保健福祉手帳所持者

※3 身体障害者手帳所持者

6 集計結果について

【記載内容について】

- ・療育手帳を所持する方を以下「知的」、精神障害者保健福祉手帳を所持する方を以下「精神」、身体障害者手帳を所持する方を以下「身体」と表記しております。
- ・一部の文章で「障がい種類別」として記載しているパーセンテージは、各手帳の所持者数を分母としております。

【問24および問26の記述内容について】

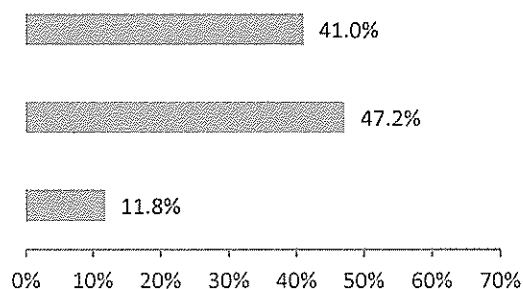
- ・個人や事業者等が特定できる部分については、特定できないように変更しております。
- ・誤字誤り等を修正しておりますが、それ以外は原文で載せております。
- ・記入内容が読み取れない部分については、「×」を代わりに記載しております。

◎集計結果

問1 この調査票にお答えいただける方はどなたですか

有効回答数229人のうち、「障がい者本人が回答」は94人(41.0%)、「家族・介助者が回答」は108人(47.2%)となっています。

調査票にお答えいただける方	人数
障がい者本人が回答	94
障がい者本人に聞くか、本人の意向を考えながら家族や介助者が回答	108
無回答	27
有効回答者数	229

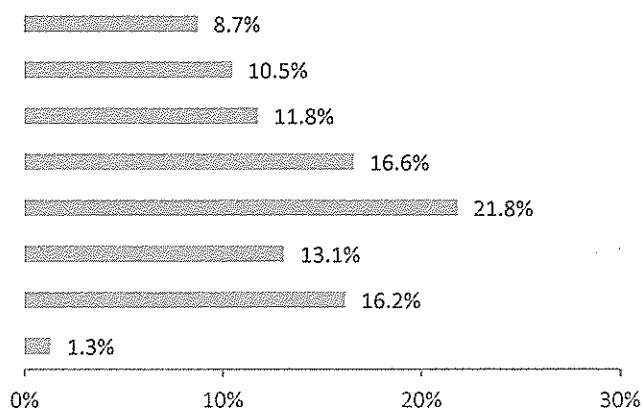


問2 あなたの年齢は次のうちどれですか

有効回答数229人のうち、50歳～59歳の方からの回答が50人(21.8%)と多くなっています。

障がい種別別にみると、【知的】は全年齢層にほぼ平均的に分布していますが、【精神】【身体】はいずれも40代以降が86%以上と多くなっています。

年齢	人数
0～17歳	20
18～29歳	24
30～39歳	27
40～49歳	38
50～59歳	50
60～64歳	30
65歳以上	37
無回答	3
有効回答者数	229

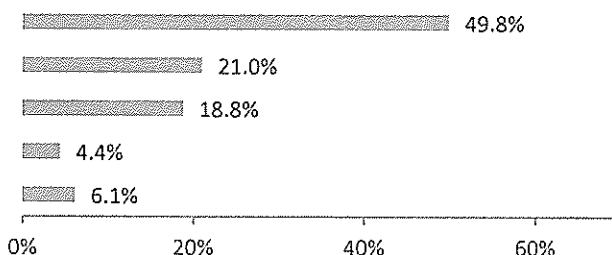


問3 あなたの現在のお住まいは次のうちどれですか

有効回答者数229人のうち、在宅と回答した方が114人(49.8%)と最も多くなっています。

障がい種類別にみると、グループホームまたは福祉施設と回答した方が【知的】は65人(54.6%)、在宅と答えた方が【精神】は27人(54.0%)、【身体】は48人(71.6%)と多くなっています。

住まい等	人数
在宅	114
グループホーム	48
福祉施設	43
病院（入院中）	10
その他	14
有効回答者数	229

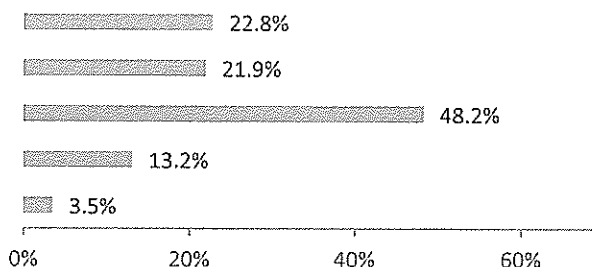


問4 あなたと同居している方は次のうちどなたですか(複数回答)

※問3で「在宅」を選んだ方のみ回答

問3で「在宅」と回答した114人のうち、親・祖父母・兄弟姉妹と回答した方が55人(48.2%)と最も多くなっています。

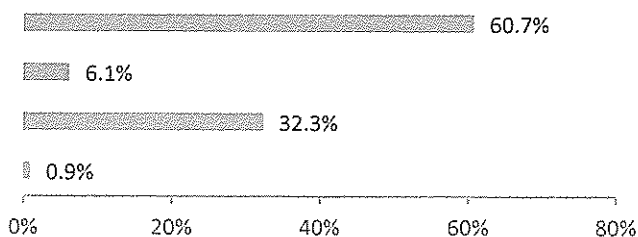
同居している方	人数
一人暮らし	26
夫または妻	25
親・祖父母・兄弟姉妹	55
子ども	15
その他	4
有効回答者数	114



問5 あなたがお住まいの地域は次のうちどれですか

有効回答者数229人のうち、八雲地域が139人(60.7%)と最も多くなっています。

お住まいの地域	人数
八雲地域	139
熊石地域	14
八雲町外	74
無回答	2
有効回答者数	229



問6 あなたが持っている手帳の種類と等級・判定は次のうちどれですか(複数回答)

有効回答者数229人のうち、療育手帳の所持者が119人(52.0%)(表6-1)と最も多くなっています。障がい種類別にみると、療育手帳はB判定が63人(52.9%)(表6-2)、精神障害者保健福祉手帳は2級が28人(56.0%)(表6-3)、身体障害者手帳は1級が16人(23.9%)(表6-4)とそれぞれ多くなっています。

表6-1

手帳種類	数
療育手帳	119
精神障害者保健福祉手帳	50
身体障害者手帳	67
無回答	7
有効回答者数	229

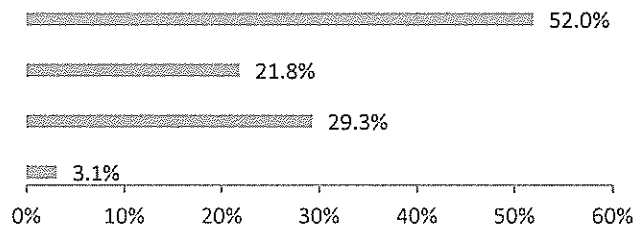


表6-2

療育手帳(判定)	人数
A判定	32
B判定	63
無回答	24
有効回答者数	119

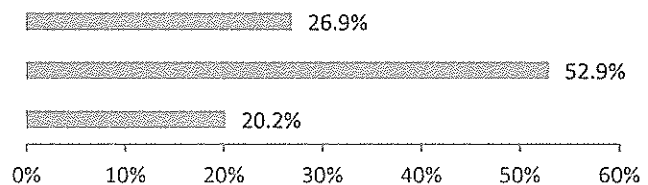


表6-3

精神障害者保健福祉手帳(等級)	人数
1級	6
2級	28
3級	6
無回答	10
有効回答者数	50

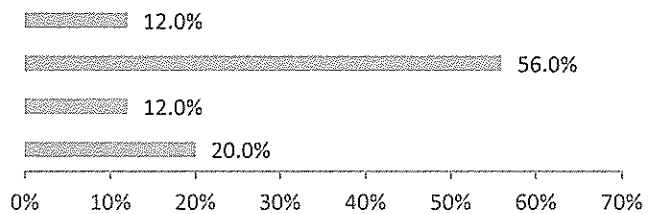
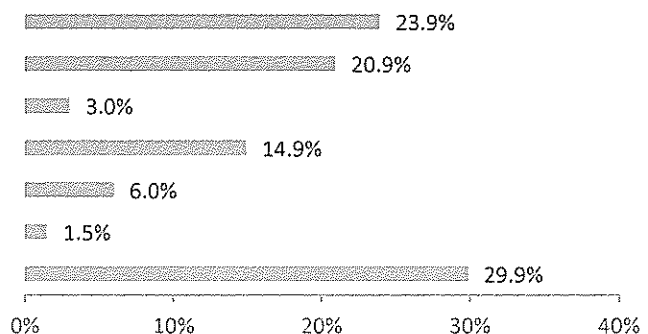


表6-4

身体障害者手帳(等級)	人数
1級	16
2級	14
3級	2
4級	10
5級	4
6級	1
無回答	20
有効回答者数	67



地域別に見ると、【知的】が八雲地域では61人(43.9%)(表6-5)、八雲町外(主にグループホーム及び入所施設を利用)では54人(73.0%)(表6-7)と多くなっています。

表6-5

八雲地域	人数
療育手帳	61
精神障害者保健福祉手帳	34
身体障害者手帳	49
無回答	4
有効回答者数	139

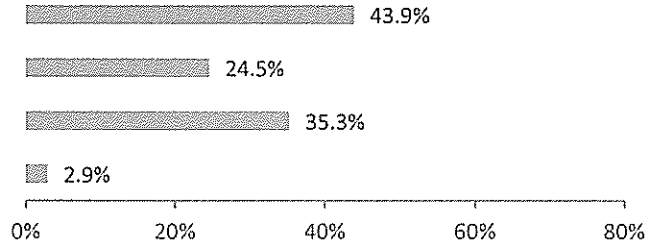


表6-6

熊石地域	人数
療育手帳	4
精神障害者保健福祉手帳	6
身体障害者手帳	6
無回答	0
有効回答者数	14

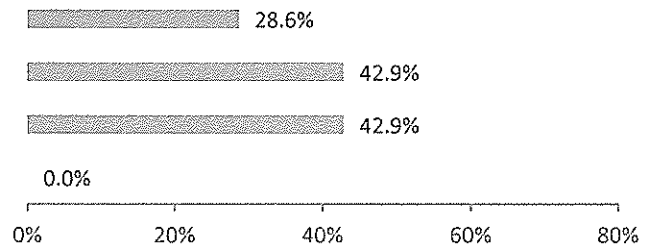
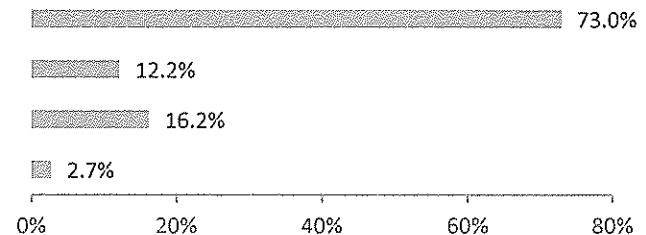


表6-7

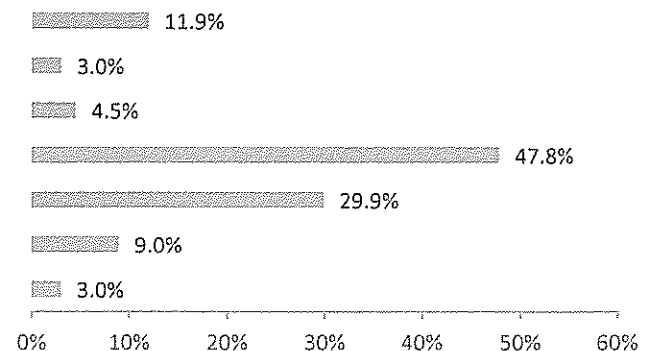
八雲以外	人数
療育手帳	54
精神障害者保健福祉手帳	9
身体障害者手帳	12
無回答	2
有効回答者数	74



問7 あなたがお持ちの身体障害者手帳に書かれている障がいは次のうちどれですか(複数回答)

【身体】の67人のうち、肢体不自由と回答した方が32人(47.8%)と最も多くなっています。

身体障害者手帳の障害内容	人数
視覚障害	8
聴覚機能障害	2
音声・言語・そしゃく機能障害	3
肢体不自由	32
内部障害	20
その他	6
無回答	2
有効回答者数	67



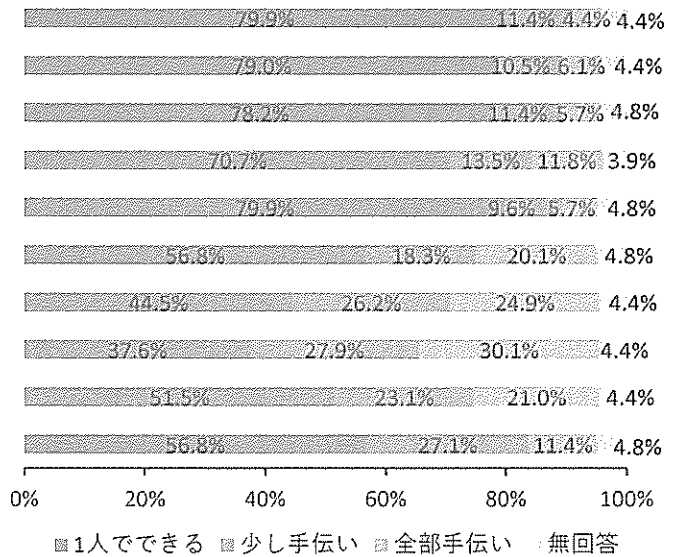
問8 あなたは、次の①から⑩までのことができますか

※補装具を使用している人は、補装具を使用した状態で回答

有効回答者数229人のうち、すべて一人で出来ると回答した方は54人(23.6%)となっています。食事やトイレ、着替えなどは、一人で出来る方が約80%と高くなっていますが、一方で掃除、洗濯、炊事ができる方は44.5%、お金の管理ができる方は37.6%となっています。

障がい種類別では、【知的】でお金の管理が一人でできると回答した方が26人(21.8%)と低くなっています。

	る 1 人 で で き	も 少 ら し う 手 伝 っ て	も 全 ら 部 う 手 伝 っ て	無 回 答
①食事	183	26	10	10
②トイレ(排泄)	181	24	14	10
③着替え	179	26	13	11
④お風呂に入る	162	31	27	9
⑤一人で歩く	183	22	13	11
⑥外出	130	42	46	11
⑦掃除、洗濯、炊事	102	60	57	10
⑧お金の管理	86	64	69	10
⑨服薬	118	53	48	10
⑩意思の伝達	130	62	26	11

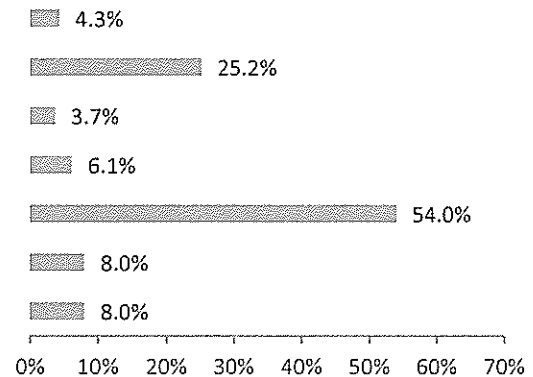


問9 あなたは身の回りの事を、どなたかに支援してもらっていますか(複数回答)

※問8で「少し手伝ってもらう」「全部手伝ってもらう」と答えた方のみ回答

問8で「少し手伝ってもらう」「全部手伝ってもらう」と答えた方163人中、福祉施設や医療機関の職員と回答した方が88人(54.0%)と最も多く、夫・妻・親・祖父母・兄弟姉妹・子どもと回答した在宅の方は複数回答を含め49人(43.0%)いました。

身の回りの支援者	人数
夫または妻	7
親・祖父母・兄弟姉妹	41
子ども	6
ホームヘルパー	10
福祉施設や医療機関の職員	88
その他	13
無回答	13
有効回答者数	163

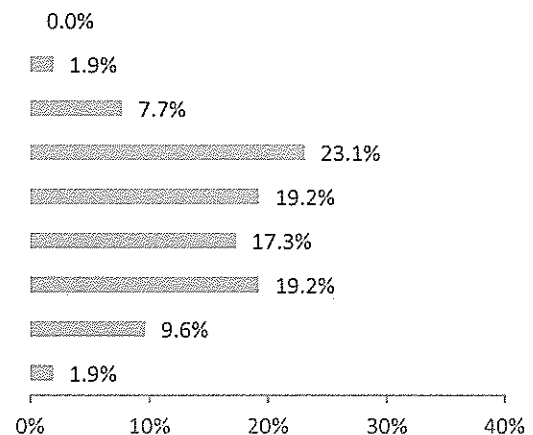


問10 あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢は次のうちどれですか

※問9で「夫または妻」「夫・祖父母・兄弟姉妹」「子ども」と答えた方のみ回答

有効回答者数52人中、40歳から74歳までの世代が41人(78.8%)と多くなっています。

身の回りの支援者の年齢	人数
0～17歳	0
18～29歳	1
30～39歳	4
40～49歳	12
50～59歳	10
60～64歳	9
65～74歳	10
75歳以上	5
無回答	1
有効回答者数	52

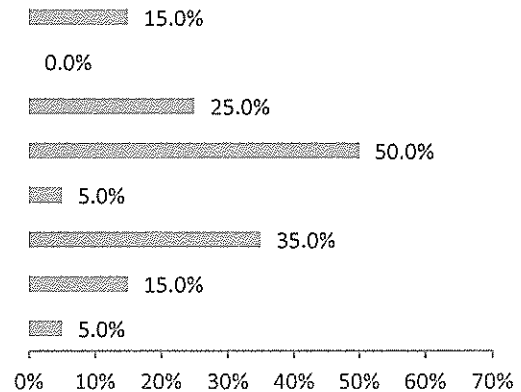


問11～問14まで「18歳未満」の方へ質問です

問11 あなたは日中、主にどこで過ごしていますか(複数回答)

有効回答者数20人中、小・中学校の特別支援学級と回答した方が10人(50.0%)、特別支援学校(高等養護学校等)と回答した方が5人(25.0%)いました。

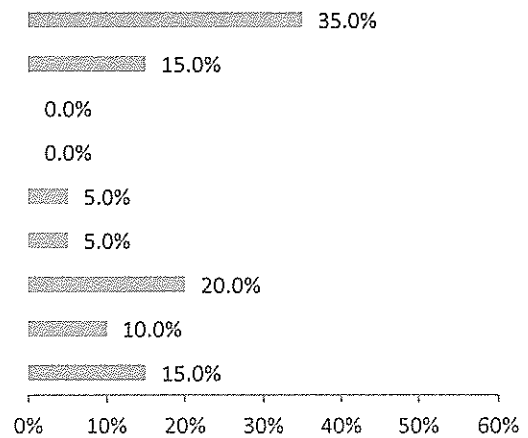
日中、主に過ごしている場所	人数
幼稚園・保育所・認定子ども園	3
小・中・高等学校の普通学級	0
特別支援学校(高等養護学校等)	5
小・中学校の特別支援学級	10
医療機関や福祉施設等に入院・入所	1
児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所	7
自宅で過ごしている	3
その他	1
有効回答者数	20



問12 学校や施設等で普段、悩んでいることなどありますか(複数回答)

有効回答者数20人のうち、通うのがたいへんと回答した方が7人(35%)いました。

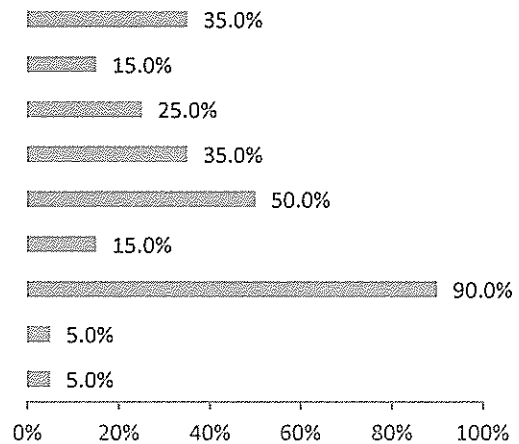
学校や施設等で悩んでいること	人数
通うのがたいへん	7
授業内容がむずかしい	3
トイレ等の設備が不自由	0
介助体制が十分でない	0
友達ができない	1
職員や生徒の理解や配慮が足りない	1
希望どおりの就園、就学が難しい	4
その他	2
無回答	3
有効回答者数	20



問13 保護者の方へお聞きします。お子さんのことで不安に感じていることは何ですか(複数回答)

有効回答者数20人のうち、将来が不安と回答した方が18人(90.0%)と多い結果になっています。

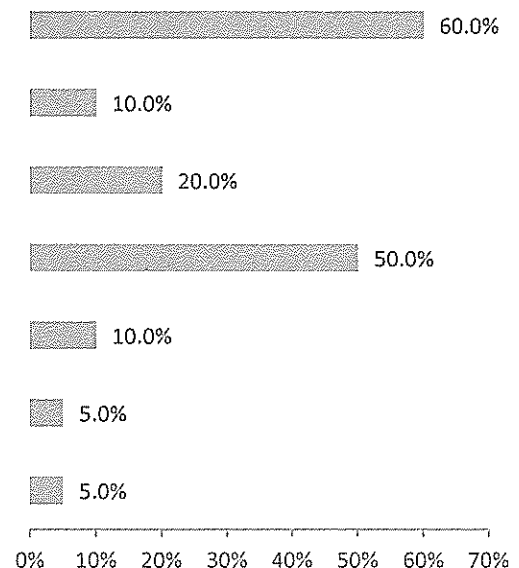
お子さんのことで不安に感じていること	人数
ことばの発達に関する不安	7
運動発達に関する不安	3
多動や落ち着きに関する不安	5
こだわりなど行動に関する不安	7
コミュニケーションに関する不安	10
診断に関する不安	3
将来に対する不安	18
その他	1
無回答	1
有効回答者数	20



問14 保護者の方へお聞きします。発達に関する不安や障がいのあるお子さんが適切に支援を受けるために必要なことは何だと思えますか(2つまで回答)

有効回答者数20人のうち、より専門的な機関による相談体制と回答した方が12人(60.0%)、関連するサービスについての情報提供の充実と回答した方は10人(50.0%)となっています。

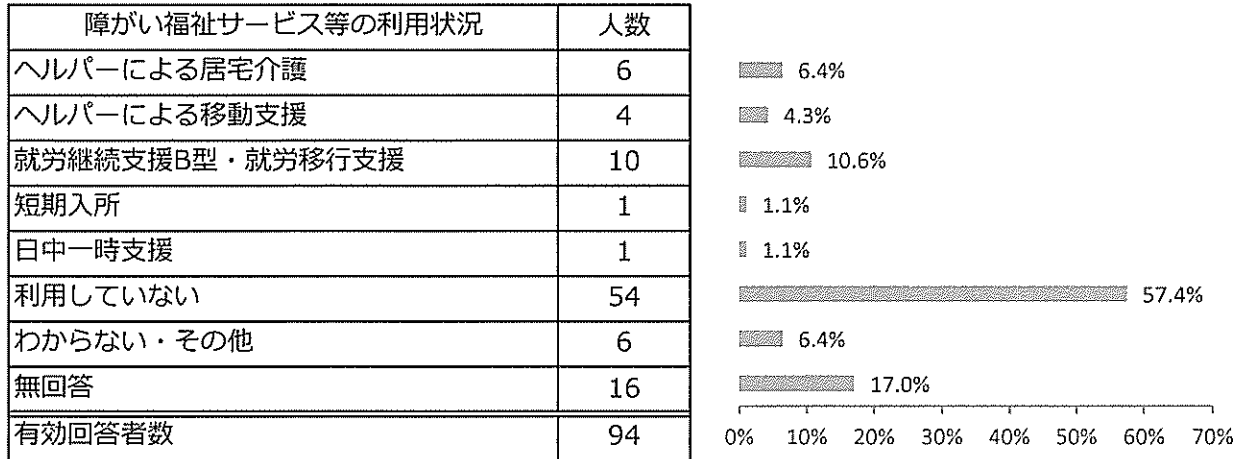
発達に関する不安や障がいのあるお子さんが適切に支援を受けるために必要なこと	人数
より専門的な機関による相談体制	12
SNSなどによる相談体制	2
自宅に訪問し、情報提供や助言などを行う支援	4
関連するサービスについての情報提供の充実	10
保育所・幼稚園などを訪問し、集団生活適応などのための支援	2
その他	1
特になし	1
有効回答者数	20



問15～問17まで「18歳以上」かつ「在宅」の方へ質問です

問15 あなたは、現在障がい福祉サービス等を利用していますか(複数回答)

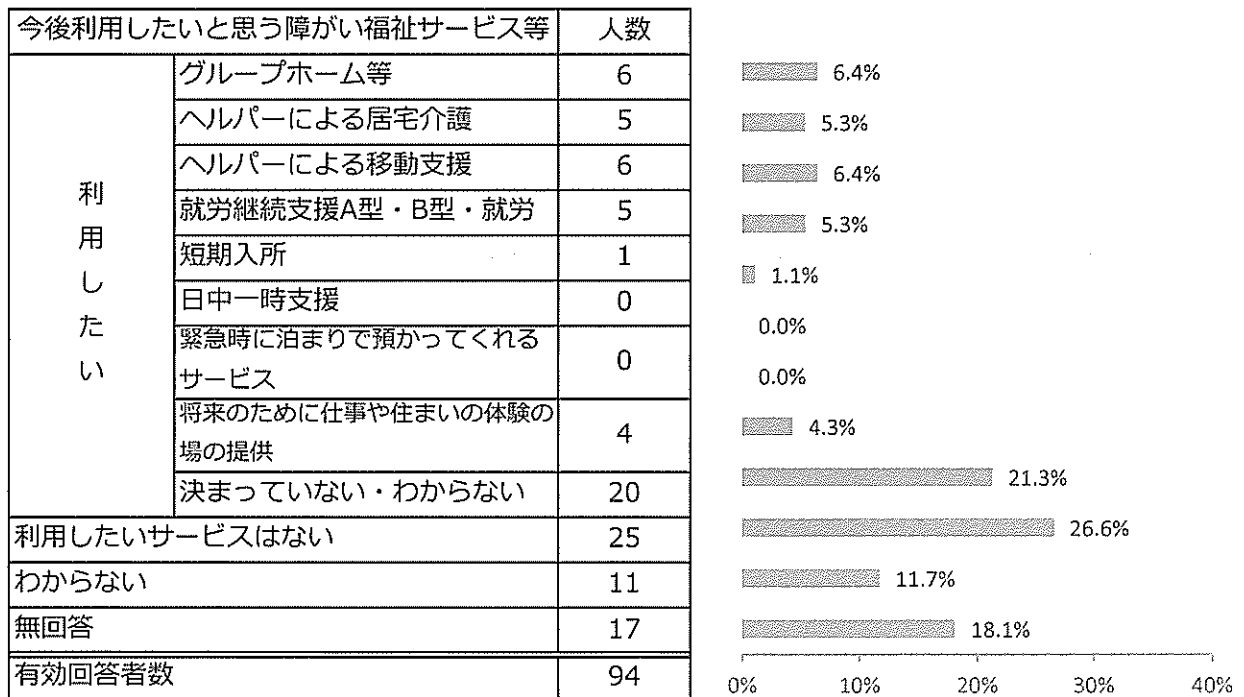
有効回答者数94人のうち、利用していないと回答した方が54人(57.4%)となっています。



問16 あなたは、今利用していないもので、今後利用したいと思う障がい福祉サービス等がありますか(2つまで回答)

有効回答者数94人のうち、利用したいサービスはないと回答した方が25人(26.6%)いました。

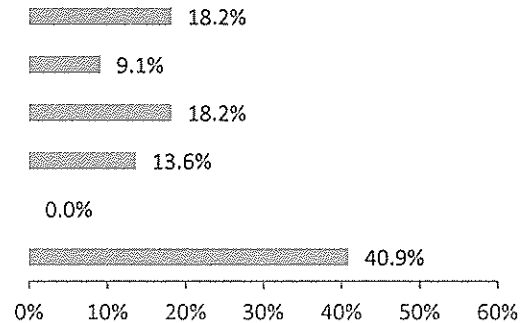
問15で現在サービスを利用していないと回答した54人のうち、今後利用したい具体的なサービスがある(複数回答含む)、利用したいが決まっていない・わからないと回答した方がそれぞれ14人(25.9%) いました。



問17 あなたは、今利用していないもので、今後利用したいと思う障がい福祉サービス等はありませんか(2つまで回答)

有効回答者数22人のうち、すぐにでも利用したいと回答した方が4人(18.1%)いました。

いつ頃からサービスを利用したいか	人数
すぐにでも利用したい	4
3年以内に利用したい	2
必要になったら利用したい	4
決めていない・わからない	3
その他	0
無回答	9
有効回答者数	22

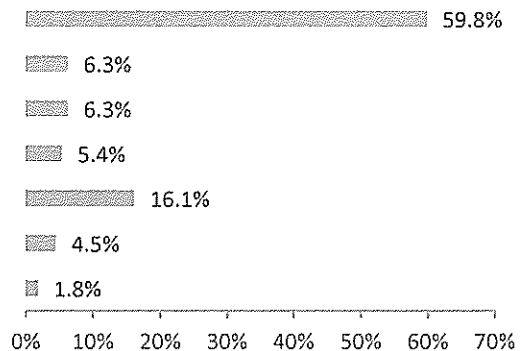


問18～問19まで「18歳以上」かつ「在宅以外(施設等)」の方へ質問です

問18 あなたは、今後どのような生活をしたいと思いますか

有効回答者数112人のうち、今のこのままで生活したいと回答した方が67人(59.8%)いました。

今後どのような生活をしたいか	人数
今のままここで生活したい	67
家族と一緒に生活したい	7
一般の住宅でひとり暮らしをしたい	7
グループホームや施設などを利用したい	6
わからない・その他	18
無回答	5
無効	2
有効回答者数	112

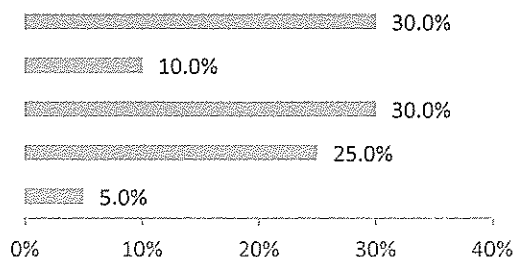


問19 いつ頃からサービスを利用したいと思いますか

※問18で「家族と一緒に生活したい」「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」「グループホームや施設などを利用したい」と回答した方のみ回答

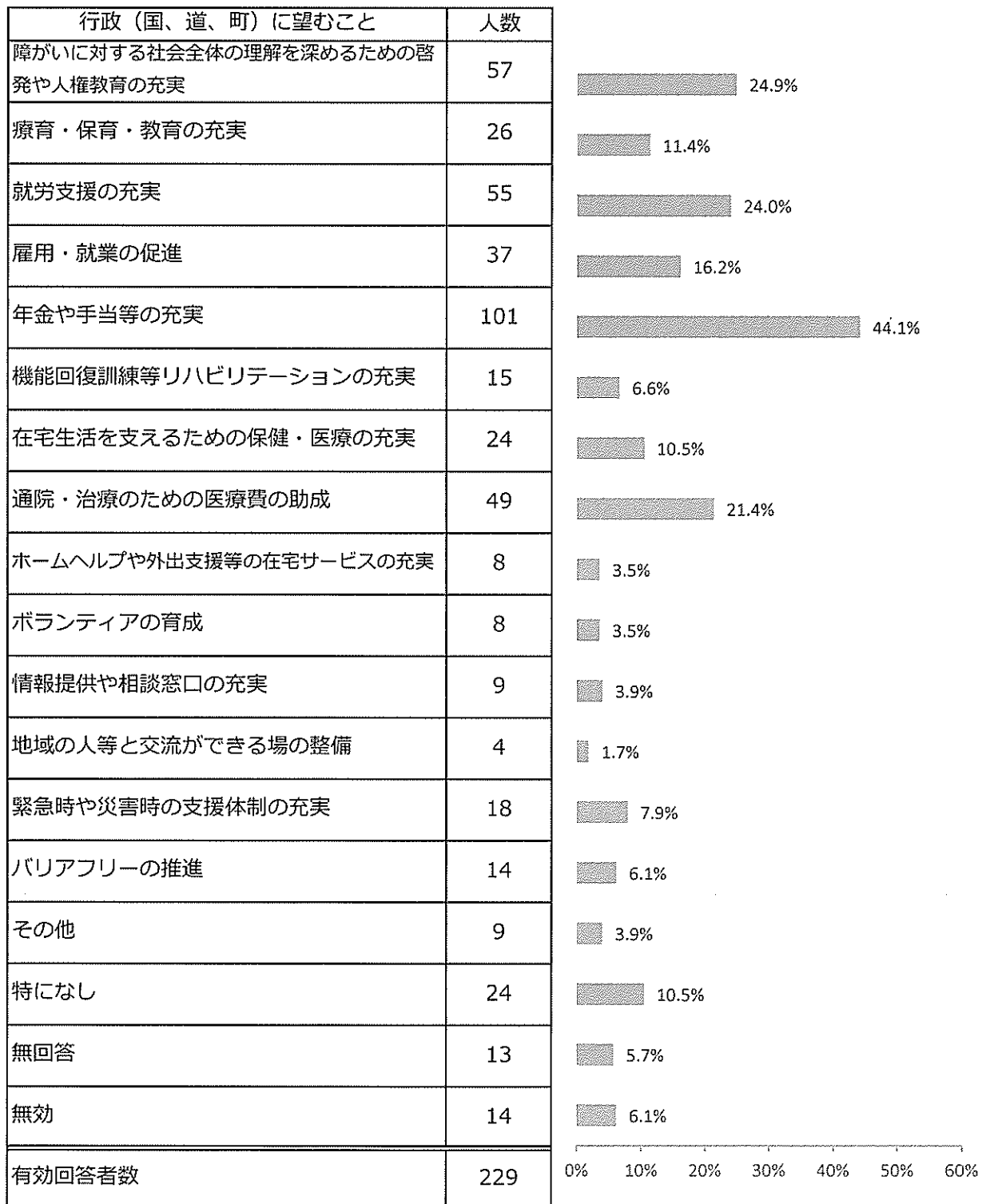
有効回答者数20人のうち、すぐにでも利用したいと回答した方が6人(30.0%)いました。

いつ頃からサービスを利用したいか	人数
すぐにでも利用したい	6
3年以内に利用したい	2
必要になったら利用したい	6
決めていない・わからない	5
その他	1
有効回答者数	20



問20 障がい者に対する支援として、行政（国、道、町）はどのようなことを充実すべきだと思いますか(3つまで回答)

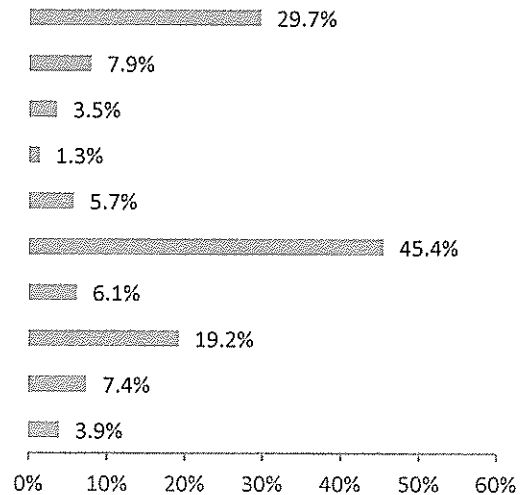
有効回答者数229人のうち、年金や手当等の充実と回答した方が101人(44.1%)と多く、障がい種別に見ても、【知的】が37人(31.1%)、【精神】が27人(54.0%)、【身体】が41人(61.2%)とそれぞれ多くなっています。



問21 地震等の自然災害で避難が必要になった場合、あなたの避難を手助けしてくれる人はいますか(複数回答)

有効回答者数229人のうち、施設職員と回答した方が104人(45.4%)と多くなっています。
障がい種類別にみると、施設職員と回答した方が【知的】は73人(61.3%)、【精神】は20人(40.0%)、【身体】は自分で避難できると回答した方が24人(35.8%)と多くなっています。

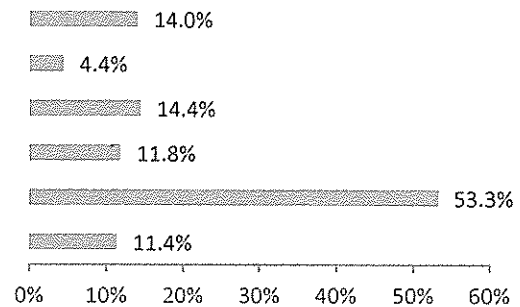
避難時に手助けをしてくれる人	人数
同居の家族	68
別居の家族	18
町内会	8
民生委員	3
近所の知人	13
施設職員	104
手助けしてくれる人がいない	14
自分で避難できる	44
その他	17
無回答	9
有効回答者数	229



問22 避難する時に困ることは何ですか(複数回答)

有効回答者数229人のうち、特に困ることはないと回答した方が122人(53.3%)いました。
障がい種類別では、避難所がわからないと回答した方が【知的】は14人(11.8%)、【精神】は11人(22.0%)、【身体】は避難所までいけないと回答した方が15人(22.4%)と多くなっています。

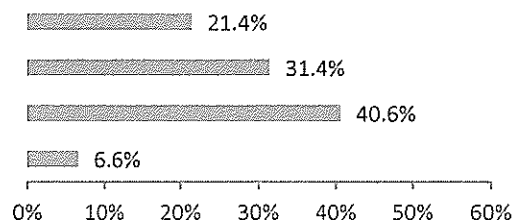
避難する時に困ること	人数
避難場所まで行けない	32
避難を手助けしてくれる人がいない	10
災害時の避難場所が分からない	33
その他	27
特に困ることはない	122
無回答	26
有効回答者数	229



問23 あなたは、これまでに差別をされたと感じたことはありますか

有効回答者数229人のうち、あると回答した方が49人(21.4%)いました。

差別をされたと感じたことはあるか	人数
ある	49
ない	72
分からない	93
無回答	15
有効回答者数	229

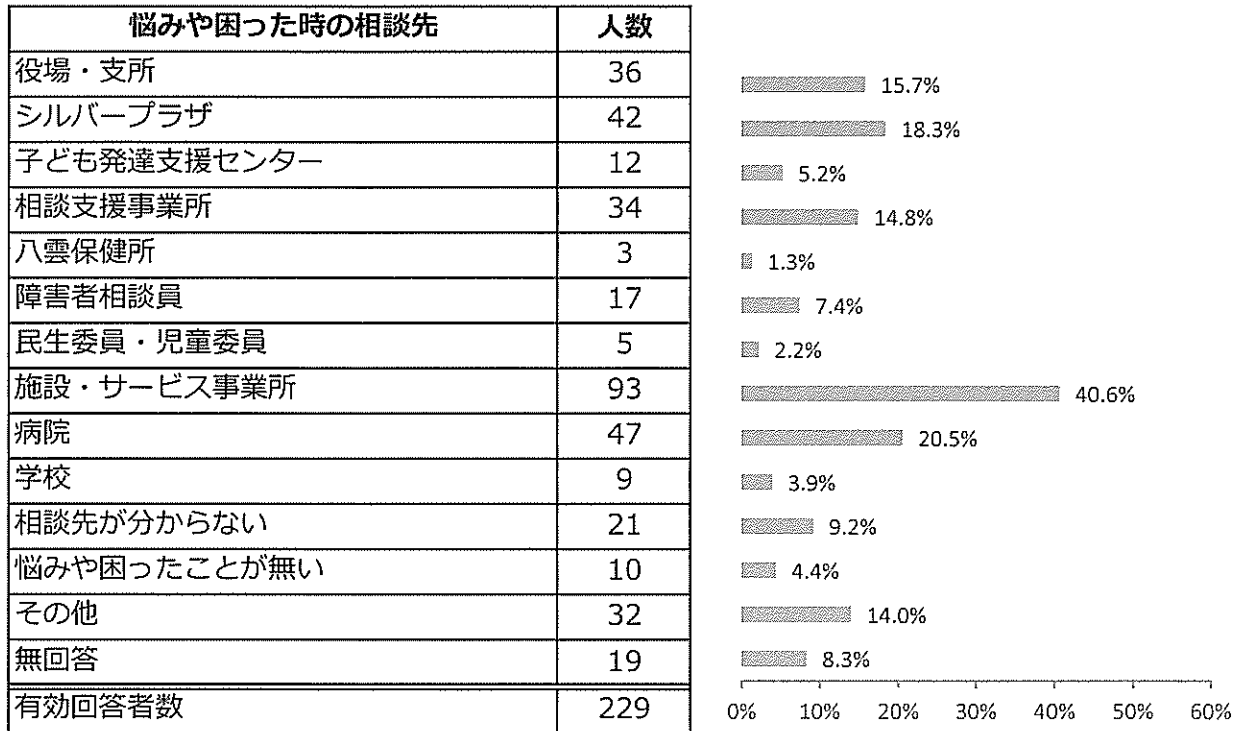


問24 あなたが受けた差別を具体例があれば、ご記入ください (主な意見)

年齢階層	区分	記述内容
18～29歳	知的	覚える事が時間がかかるので仲間外れにされた。
50～59歳	精神	バカにされたような気がする。
50～59歳	身体	障害者である事で白い目で見られたり見下されたりした。
0～17歳	知的	いろんなことに無視されること！自分から話をしないと友達とは話をかけてくれないこと。仲間外れにされること。
0～17歳	知的	・〇〇って変だよと顔を見て言われたことがある。 ・多動がある事で椅子に黙って座って入れずにジロジロ見られる。
18～29歳	知的	イヤな事や悪口を言われて悲しかった。
30～39歳	精神	「これだから障害者は」という言葉を言われた。
30～39歳	身体	人間関係。誤解されるなど。
40～49歳	身体	左半身が悪くて普通の人と同じ作業などが出来なくて馬鹿にされる事がしばしば小学の時からあった。
0～17歳	知的	周りの人たちの目線や態度が障害があると公表された時点で変わってしまった。距離を置かれるようになった。
50～59歳	精神	障害があるからあまり付き合いは遠慮するように言われた。
0～17歳	知的	特別支援級にいた時、普通学級の同学年に差別的な発言を受けた。
50～59歳	身体	歩き方が変だと言われたことがある。(10年前に)

問25 悩みや困った時の相談先はどこですか(複数回答)

有効回答者数229人のうち、施設・サービス事業所が93人(40.6%)ですが、一方で相談先がわからないという方も21人(9.3%)いました。



問26 最後に、障害福祉に関わらず、あなたが普段感じていることや考えていること、困っていることなどがありましたら、何でもご自由にご記入ください(主な意見)

年齢階層	区分	記述内容
40～49歳	知的	人は自分の家族に障害の方がいないと全く違う生活をし心も体も傷つくことなく生活している。いない人達には分からないと思う。うらやましいです。けど3歳の時、知的障害と言われ療育手帳をいただきました。言葉がなかなか言えませんでした。でも今は何とか職場の皆さんに支えてもらい、毎日仕事してます。この先、親が二人ともいなくなった時に一人で生きてゆけるのか心配です。
60～64歳	精神	今現在充実しています。不安はありません。
50～59歳	精神	買い物に行けない。思ったよりお金がもらえない。雨が降ったら、雪が降ったら歩くのが大変。
18～29歳	知的	何かを伝えたくても言葉遣いが違ってうまく伝わらなかつたり過去に同じ事で注意されて、言っても絶対に思っていないだろうと返されるのではないかと不安になってしまい、言う事が出来ない。言っても分かってもらえないと先に思ってしまう、何も言えずにそのままため込んでしまう。

年齢階層	区分	記述内容
30～39歳	精神	障害を持っている方でも自分の得意な事で地域の皆さんと交流したいと思っています。ですが、交流する場所が少ないのも現状だと思います。地域の方との交流会などをする事は難しいのでしょうか。
50～59歳	身体	みんなと仲良くする社会をつくりたい。
0～17歳	知的	障害児がもっと周りに気をつかわず体を動かせる施設があればいいと思います。(時間を分けて利用できる場所があればいいと思う)
40～49歳	知的	通院や買い物の件で職員へ直接相談したりサービス事業に相談をした時、他あたって下さいなど対応に不十分を感じる。
40～49歳	身体	等級が低いと何も援助がない。少なすぎる。
60～64歳	身体	生活支援して欲しいです。
30～39歳	知的	今以上に障害者年金等を減額しないでほしい。親が年老いても子どもが安心して暮らせる環境を整えて下さい。
40～49歳	身体	病気に対しての理解が乏しい。
0～17歳	知的	高校卒業後の進路が一番心配な要因です。何年も待たなければ入所できないとかではなく、重度な障害を持った人達が安心安全に生活・仕事ができる場をこの人たちが将来困らないようどんどん増やしてほしいと願っています。
50～59歳	精神	30年近く入院生活を送ってる。心身共に外の社会生活をするには色々なハードルがある。それでもやはり退院したいとは思ってる。老後も不安。
0～17歳	身体	・店舗前の車いすマーク駐車場へ何かしらのハンデのある方優先駐車場へ明らかに何も関係ないと思われる人々が平気で停めている。八雲にはそういう人が大勢いる！！ ・高齢者の割合が高いが未来ある子どもたちの支援へ目を向けて福祉だけに限らず教育設備等整えてほしい。 ・中学・高校とこのまま進学できる環境が整っていないため取り残されてしまう不安がある。
0～17歳	知的	義務教育後、将来の選択肢がどのようなものがあるか、わからない。また、どうやって調べればいいのか、何をすればいいのかわからない。本人の自立を願うが、家族に何ができるかも分からない。不安がいっぱい。(母が)
0～17歳	身体	現在小学4年生ですか、進学先について八雲中学校の支援級と特別支援学校とで悩んでいます。来年あたりから情報収集をしようと考えていますが、どちらの選択が息子にとって良いのか…学校の情報だけでなく実際に通学してる方の話など具体的なことも知ることができればと思います。
50～59歳	身体	身体障害者である本人が意思疎通ができないため、本人の意見を伝えることが出来ませんが、家族として、一刻も早く医療が発達して、なんとか良くなって欲しいと願うばかりです。